

議案第 27 号

山陽小野田市住民投票条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市住民投票条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 22 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市住民投票条例の一部を改正する条例

山陽小野田市住民投票条例（平成 18 年山陽小野田市条例第 7 号）の一部を
次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「満 20 歳」を「満 18 歳」に改める。

附 則

この条例は、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 43
号）の施行の日から施行する。

山陽小野田市住民投票条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(投票資格者)</p> <p>第3条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であって、規則で定めるところにより調製する投票資格者名簿に登録されているものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 年齢満18歳以上の永住外国人で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）で定めるところにより山陽小野田市の住民票が作成された日（山陽小野田市の区域内に住所を移した者で同法第22条第1項の規定により転入の届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上経過し、投票資格者名簿の登録を申請したもの</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(投票資格者)</p> <p>第3条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であって、規則で定めるところにより調製する投票資格者名簿に登録されているものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 年齢満20歳以上の永住外国人で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）で定めるところにより山陽小野田市の住民票が作成された日（山陽小野田市の区域内に住所を移した者で同法第22条第1項の規定により転入の届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上経過し、投票資格者名簿の登録を申請したもの</p> <p>2・3 (略)</p>